

平成28年6月28日

石狩市長 田岡克介様

石狩市下水道事業運営委員会
会長 船水尚行

石狩市公共下水道事業、石狩市特定環境保全公共下水道事業及び石狩市個別排水処理施設整備事業の使用料について
(答申)

平成28年3月25日付け石下水第135号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申する。

記

- ・公共下水道事業の使用料改定について

公共下水道事業会計の健全性を維持するため、使用料の平均6.28%の引き上げは妥当なものと判断する。

- ・特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料改定について

特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料は、平成25年度に公共下水道事業と統一した経緯を踏まえ、公共下水道事業と同様に改定することは妥当なものと判断する。

【附帯意見】

少子高齢化の進展や施設の老朽化など、下水道事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増してきている。そのため使用料の水準については、収支の安定を図ることはもちろん、突発的な事故などにも対応し継続してサービスを提供でき得るよう、将来は計画的に一定程度の積立金を用意するなど、事業の安定運営を確保していくことが必要と考える。

以上の答申について、本委員会の審議内容を概説するとともに、答申の趣旨に関する補足説明を以下に付記する。

・公共下水道事業の使用料改定について

- 1 本委員会は、今後の事業内容などについて説明を受けるとともに、提出された資料などに基づき、慎重かつ熱心に審議を重ねた。
- 2 使用料算定期間は、従来から概ね4年に一度使用料の見直しを行ってきたことから、今回においても平成29年度から平成32年度までの4年間とすることが妥当と判断した。
- 3 算定期間内の使用料見込額は、人口が減少傾向であるほか、水需要の変化により減少していくことを確認し、その積算は適切であると判断した。
- 4 使用料算定経費については、様々な経費削減の取組みが行われており、その取組み内容及び効果額を確認し、適切に算定されていると判断した。

- 5 パブリックコメントは条例に基づき実施されたが、提出された意見はなかったことを確認した。
 - 6 上記の項目を総合的に検討した結果、本委員会は、公共下水道事業が経費節減の様々な取組みにより、効率的な経営のための努力を行っていることを認めるものであり、今後も引き続き健全な経営を行うため、使用料の平均6.28%の引き上げは妥当なものと判断した。
- ・ 特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料改定について
 - 1 本委員会は、市村合併から現在に至るまでの経緯について説明を受けるとともに、提出された資料などに基づき、慎重かつ熱心に審議を重ねた。
 - 2 平成25年度に使用料を統一したことによる減収額は、一般会計繰入金により補填されていること、また、2事業とも、一般会計繰入金及び基金の取り崩しにより収支の均衡を図っていることを理解した。
 - 3 パブリックコメントは条例に基づき実施されたが、提出された意見はなかったことを確認した。
 - 4 本委員会は、公共下水道事業と使用料を統一した経緯及び現在の経営状況から検討した結果、公共下水道事業と同様に使用料を改定することについては、妥当と判断した。